

令和6年度周南市空き家リフォーム事業補助金交付実施要領

周南市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

1 募集方法

周南市空き家リフォーム事業補助金の募集は、市広報（5/1号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2 申請受付

受付は住宅課窓口のみ、先着順（郵送・FAX・メール等不可）とする。

3 募集期間及び事業の完了期日

- (1) 募集期間は、令和6年5月17日（金）から令和6年10月31日（木）までとする。
- (2) 要綱第3条第3号に規定する市長が別に定める日は、令和7年1月31日（金）とする。この期日までに事業を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出すること。

4 募集件数

10件程度（予算の範囲内、先着順で予算残額（世帯の上限額で判断する）が100万円未満になった時点で子育て世帯の受付を終了し、50万円未満になった時点で一般世帯の受付を終了する。）

5 添付書類

- (1) 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- ア 売買契約書の写し
- イ 登記事項証明書の写し
- ウ 空き家の位置図及び平面図（改修工事箇所を明記）
- エ 補助対象事業実施計画書（第2号様式）
- オ 工事費の見積書（内訳の記載されたもの）の写し
- カ 1年以上空き家であることが分かる書類（広告、不動産業者の確認書）
- キ 市税の滞納がないことの証明（滞納の無いことの証明書）
- ク その他市長が必要と認める書類

- (2) 周南市空き家リフォーム事業補助金変更申請書に添付する書類は、変更申請書の添付書類のほか、交付申請書に添付する書類のうち変更があるものを添付する。

(3) 補助対象事業完了報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- ア 補助対象事業に係る請負契約書の写し
- イ 補助対象事業の領収書の写し及び費用の内訳を示す書類
- ウ 補助対象事業の写真（改修前・改修中・完了時）
- エ 当該空き家へ転居後の住民票の写し（請求書提出までに転居）
- オ その他市町が必要と認める書類

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。